

広島県土木施工管理技士会会員等表彰規程

(平成13年7月6日制定)

(平成21年7月3日一部改正)

(平成23年12月13日一部改正)

(平成25年7月2日一部改正)

広島県土木施工管理技士会会員等表彰規程を次のように定める。

(総則)

第1条 広島県土木施工管理技士会の表彰については、別に定めるものの外、この規程の定めるところによる。

(会員等の定義)

第2条 この規程で「会員等」とは、広島県土木施工管理技士会定款第5条に定める正会員、賛助会員及び名誉会員並びに広島県土木施工管理技士会の事務を処理する職員とする。

(会員等の表彰)

第3条 会員等が、次の各号の一に該当し、他の模範とすることができると認められる場合は、これを表彰する。

- 1 技術力及び社会的地位の向上に努め、特にその功績が顕著であると認められるとき。
- 2 永年にわたり役員または職員として尽力し、その功績が顕著であると認められるとき。
- 3 広島県土木施工管理技士会会員として、(一社)全国土木施工管理技士会連合会の会長表彰または、公的機関等の表彰を受けたとき。
- 4 土木施工管理の分野において、上記以外に特別の功労があったとして広島県土木施工管理技士会会長(以下「会長」という。)が表彰を必要と認めたとき。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、原則として表彰状及び金品を授与して行う。

(審査)

第5条 表彰に関する審査は、会長が別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成13年7月6日から施行する。